

多度津町内にある耐震性が確保された空き家（一戸建て住宅又は併用住宅※）の改修工事に要する経費に対し、改修費の一部を補助する制度  
※住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの

## ■ 補助対象空き家

- (1) 当該補助金により、既に改修工事を行っている空き家でないこと。
- (2) 空き家バンクに登録されている空き家又は空き家バンクに登録されていた空き家であること。
- (3) 補助金の申請年度内に改修の完了が見込まれる物件であること。
- (4) 耐震診断、耐震改修により耐震性が確保されていることが確認できること。  
（昭和56年5月31日以前に工事に着手した住宅に限る。）
- (5) 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと。

### 補助対象外

- × マンションやアパートの空き部屋
- × 長屋
- × 付属する物置、納屋

## ■ 補助対象者

- (1) 多度津町の町税を滞納していない個人、個人事業主（税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書を提出している者）、法人事業者
- (2) 補助対象空き家の所有者で、概ね3年以上、引き続き空き家バンクに登録する意思のある者
- (3) 補助対象空き家の利用者と、概ね3年以上居住又は利用する意思のある者であって、この補助金の交付を申請した日において、補助対象物件の売買契約日又は賃貸契約日から1年を経過していない者
- (4) 反社会的勢力等の関係者でない者 等

## ■ 補助対象事業費

町内施工業者により下記のとおり、改修工事を実施する事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取替え）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス貼り替え等
外装工事	外壁の改修・貼り替え・塗り替え・コーキング等
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替え等
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修等
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス・ベランダの設置・改修等
省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事 （家庭用蓄電池・高効率給湯器・雨水貯蓄設備等）

### 補助対象外

- × 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事（壁掛け式エアコン、テレビ、パソコン等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具セット、物置など）
- × 耐震改修工事、簡易耐震改修工事
- × 外構、倉庫、カーポート、庭、門扉、堀又は地盤に関する工事、庭木の剪定及び除草等
- × 国、県、町における他の補助事業により整備する工事
- × その他町等が不適当と認めた工事

## ■ 補助金の額

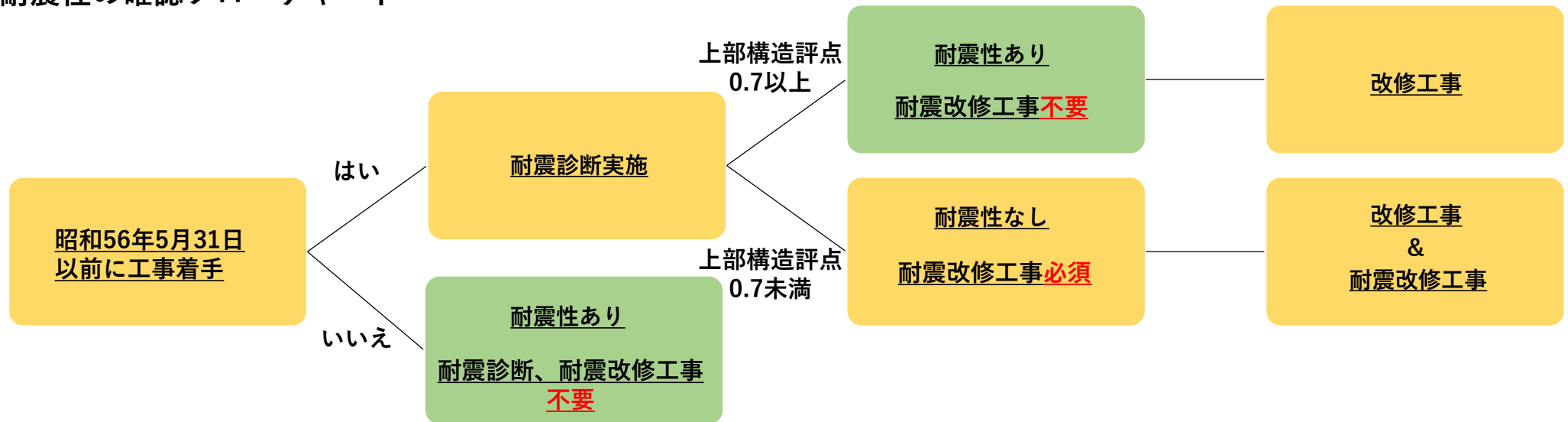
補助対象事業費の合計額 × 2分の1 限度額 100万円。（1,000円未満の端数切捨て）

# 耐震性の確保について（1 / 2）

## 令和8年度からの注意点

- 令和8年4月1日より、当補助金を活用して改修工事を行う空き家は、**耐震性の確保が必須**となります。
- **昭和56年5月31日以前に工事に着手した住宅**については、**耐震診断・耐震改修工事（簡易耐震改修工事含む。以下同じ。）を実施することで、耐震性が確保されていることを確認する必要があります。**具体的には以下のとおりです。

### 耐震性の確認フローチャート



- 補助金申請時点で耐震性が確保されていない空き家については、**改修工事完了までに耐震診断や耐震改修を行う必要があります。**

※耐震診断や耐震改修は建設課所管の「**多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金**」（以下「**耐震補助金**」）を活用できる場合がございます。

# 耐震性の確保について (2 / 2)

## 令和8年度からの注意点

### ■ 耐震診断について

- 耐震性の確認にあたっては、耐震診断技術者による耐震診断が必須です。
- 耐震診断技術者の要件は下表のとおりです。

・以下の①～③のいずれかの講習を受講した建築士、又は構造設計一級建築士

建築士 かつ ①～③いずれかの講習を 受講	①一般財団法人日本建築防災協会が実施する国土交通省登録講習のうち、木造住宅に係る耐震診断資格者又は耐震改修技術者養成のための講習の受講者
	②香川県が実施する木造住宅耐震対策講習の受講者
	③その他知事が認める講習の受講者
構造設計一級建築士	

- 耐震診断結果に基づく補強設計についても、同様に「耐震診断技術者」が実施すること。

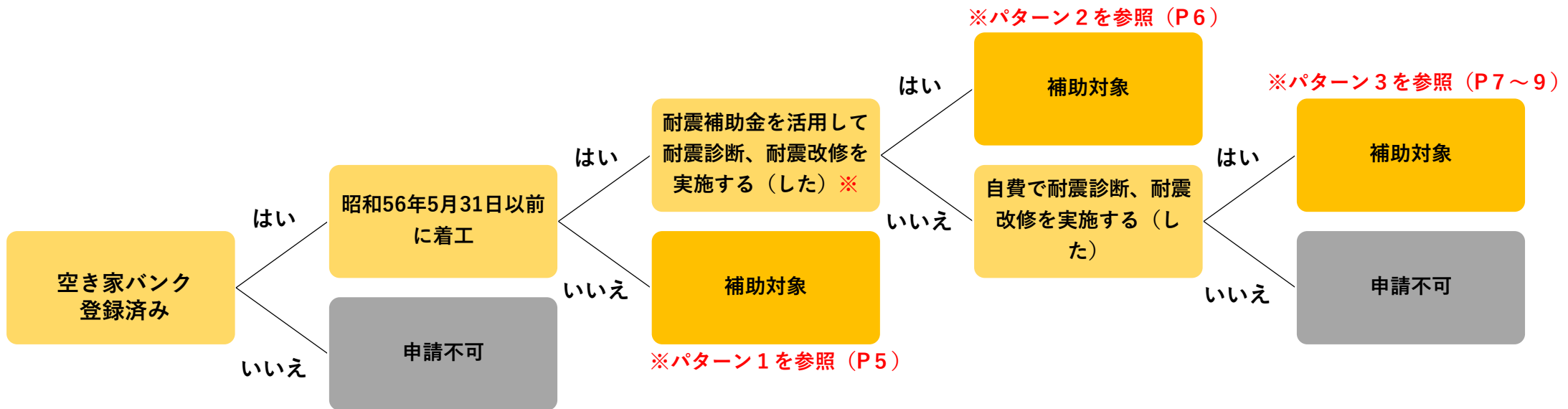
### ■ 耐震改修について

- 耐震改修（評点1.0以上）、簡易耐震改修（評点0.7以上1.0未満）のいずれかが該当します。耐震シェルター・ベッドの設置工事のみでは不可です。

# 申請手続きについて

- 改修する空き家の耐震性や、耐震改修のタイミング、耐震補助金の活用有無等によって申請に必要な書類が異なります。
- 以下の図をご確認いただき、手続きに必要な書類等をご確認ください。

## ■ 申請手続き確認フローチャート



※改修後の居住者が決まっていない場合、耐震補助金は活用できません。

※空き家バンクとは、香川県が運営するwebサイト「かがわ住まいネット」を指します。

# 【パターン1】

## 昭和56年6月1日以降に建築工事に着手した空き家を改修する場合

P5

- 昭和56年6月1日以降に建築工事に着手したことが明らかな場合については、耐震性は確保されていますので、耐震診断及び耐震改修は不要です。（昭和57年6月以降に竣工した場合についても、同様に耐震性は確保されているものとします。）
- 補助対象事業の着手前に、以下の書類を提出してください。

### 提出書類

<input type="checkbox"/> 空き家改修支事業補助金交付申請書（様式第1号）	
<input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し ※利用者が申請する場合は実績報告時に提出（当該空き家に住所を移したことがわかるもの）	お住いの市町村の住民票担当課で取得 ※利用者が申請する場合は、補助対象空き家に住所を移した後に、多度津町役場住民環境課で取得
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の改修に関する承諾書（別紙1） ※利用者が申請する場合のみ添付	空き家を購入した場合は提出不要
<input type="checkbox"/> 申請者の開業届出書の写し及び所得税の青色申告承認申請書の写し ※個人事業主として申請する場合	税務署で取得
<input type="checkbox"/> 申請者の登記簿謄本 ※法人事業者として申請する場合	法務局で取得
<input type="checkbox"/> 申請者の町税に滞納が無いことを証明する書類 ※利用者が申請する場合は、実績報告時に提出（当該空き家に住所を移した後に取得したもの）	多度津町役場税務課で取得
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の所有者が確認できる書類	・登記簿謄本等
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し ※利用者が申請する場合に添付	
<input type="checkbox"/> 補助対象事業費の内訳が確認できる書類の写し	・町内施工業者からの見積書等
<input type="checkbox"/> 補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し	・町内施工業者からの見積書等、図面
<input type="checkbox"/> 補助対象事業予定箇所の現況写真	
<input type="checkbox"/> 多度津町空き家改修支援事業補助金誓約書（別紙2）	
<input type="checkbox"/> 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	・建築基準法の適合状況調査結果報告書 ・建物の建築時期が確認できる書類 （登記簿謄本の写しや検査済証の写し等）

# 【パターン2】

## 耐震補助金を活用して耐震診断、耐震改修を実施する（した）空き家を改修する場合 P6

- 耐震補助金を活用して、耐震診断、耐震改修を実施する（した）場合は、耐震補助金の申請手続きにおいて耐震性を確認します。
- 補助対象事業の着手前に以下の書類を提出してください。

### 提出書類（パターン1と同じ）

□ 空き家改修支事業補助金交付申請書（様式第1号）

□ 申請者の住民票の写し

※利用者が申請する場合は実績報告時に提出（当該空き家に住所を移したことがわかるもの）

お住いの市町村の住民票担当課で取得  
※利用者が申請する場合は、補助対象空き家に住所を移した後に、多度津町役場住民環境課で取得

□ 補助対象空き家の改修に関する承諾書（別紙1）

※利用者が申請する場合のみ添付

空き家を購入した場合は提出不要

□ 申請者の開業届出書の写し及び所得税の青色申告承認申請書の写し

※個人事業主として申請する場合

税務署で取得

□ 申請者の登記簿謄本

※法人事業者として申請する場合

法務局で取得

□ 申請者の町税に滞納が無いことを証明する書類

※利用者が申請する場合は、実績報告時に提出（当該空き家に住所を移した後に取得したもの）

多度津町役場税務課で取得

□ 補助対象空き家の所有者が確認できる書類

・登記簿等

□ 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

※利用者が申請する場合に添付

□ 補助対象事業費の内訳が確認できる書類の写し

・町内施工業者からの見積書等

□ 補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し

・町内施工業者からの見積書等、図面

□ 補助対象事業予定箇所の現況写真

□ 多度津町空き家改修支援事業補助金誓約書（別紙2）

□ 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

・建築基準法の適合状況調査結果報告書

# 【パターン3】

## 自費で耐震診断、耐震改修を実施する（した）空き家を改修する場合

耐震補助金を活用せず、自費で耐震診断、耐震改修を実施する（した）場合は、本補助金の申請手続きにて耐震性を確認します。以下3つの場合で申請に必要な書類が異なりますので、補助対象事業の着手前に提出してください。

- ① 耐震診断で耐震性があると確認できた場合（上部構造評点が0.7以上だった場合）
- ② 耐震診断で耐震性がないと確認でき、改修と併せて耐震改修を行う場合
- ③ 耐震診断で耐震性がないと確認でき、耐震改修後に改修を行う場合

### 留意点

※ 居住者が決定していない場合、耐震補助金を活用することはできません。

### ① 耐震診断で耐震性があると確認できた場合の提出書類

□ 空き家改修支事業補助金交付申請書（様式第1号）	
□ 申請者の住民票の写し ※利用者が申請する場合は実績報告時に提出（当該空き家に住所を移したことがわかるもの）	お住いの市町村の住民票担当課で取得 ※利用者が申請する場合は、補助対象空き家に住所を移した後に、多度津町役場住民環境課で取得
□ 補助対象空き家の改修に関する承諾書（別紙1） ※利用者が申請する場合のみ添付	空き家を購入した場合は提出不要
□ 申請者の開業届出書の写し及び所得税の青色申告承認申請書の写し ※個人事業主として申請する場合	税務署で取得
□ 申請者の登記簿謄本 ※法人事業主として申請する場合	法務局で取得
□ 申請者の町税に滞納が無いことを証明する書類 ※利用者が申請する場合は、実績報告時に提出（当該空き家に住所を移した後に取得したもの）	多度津町役場税務課で取得
□ 補助対象空き家の所有者が確認できる書類	・ 登記簿 等
□ 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し ※利用者が申請する場合に添付	
□ 補助対象事業費の内訳が確認できる書類の写し	・ 町内施工業者からの見積書等
□ 補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し	・ 町内施工業者からの見積書等、図面
□ 補助対象事業予定箇所の現況写真	
□ 補助対象空き家の耐震性が確保されていることが確認できる書類	・ 建築基準法の適合状況調査結果報告書 ・ 耐震診断報告書（計算書を含む）
□ 多度津町空き家改修支援事業補助金誓約書（別紙2）	
□ 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	

# 【パターン3】

## 自費で耐震診断、耐震改修を実施する（した）空き家を改修する場合

P 8

### ② 耐震診断で耐震性がないと確認でき、改修と併せて耐震改修を行う場合の提出書類

<input type="checkbox"/> 空き家改修支事業補助金交付申請書（様式第1号）	
<input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し ※利用者が申請する場合は実績報告時に提出（当該空き家に住所を移したことがわかるもの）	お住いの市町村の住民票担当課で取得 ※利用者が申請する場合は、補助対象空き家に住所を移した後に、多度津町役場住民環境課で取得
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の改修に関する承諾書（別紙1） ※利用者が申請する場合のみ添付	空き家を購入した場合は提出不要
<input type="checkbox"/> 申請者の開業届出書の写し及び所得税の青色申告承認申請書の写し ※個人事業主として申請する場合	税務署で取得
<input type="checkbox"/> 申請者の登記簿謄本 ※法人事業主として申請する場合	法務局で取得
<input type="checkbox"/> 申請者の町税に滞納が無いことを証明する書類 ※利用者が申請する場合は、実績報告時に提出（当該空き家に住所を移した後に取得したもの）	多度津町役場税務課で取得
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の所有者が確認できる書類	・登記簿等
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し ※利用者が申請する場合に添付	
<input type="checkbox"/> 補助対象事業費の内訳が確認できる書類の写し	・町内施工業者からの見積書等
<input type="checkbox"/> 補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し	・町内施工業者からの見積書等、図面
<input type="checkbox"/> 補助対象事業予定箇所の現況写真	
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の耐震改修又は簡易耐震改修前で耐震性がないことが確認できる書類	・耐震診断報告書（計算書を含む） ・現況図 もしくは ・建築基準法の適合状況調査結果報告書
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の補強設計が適切であることが確認できる書類	・補強計画計算書 ・工事の内容が確認できる図面等（設計図書） ※実績報告時に「耐震改修工事結果報告書」を提出することも可
<input type="checkbox"/> 多度津町空き家改修支援事業補助金誓約書（別紙2）	
<input type="checkbox"/> 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	・建築基準法の適合状況調査結果報告書

# 【パターン3】

## 自費で耐震診断、耐震改修を実施する（した）空き家を改修する場合

### ③ 耐震診断で耐震性がないと確認でき、耐震改修後に改修を行う場合の提出書類

<input type="checkbox"/> 空き家改修支事業補助金交付申請書（様式第1号）	
<input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し ※利用者が申請する場合は実績報告時に提出（当該空き家に住所を移したことがわかるもの）	お住いの市町村の住民票担当課で取得 ※利用者が申請する場合は、補助対象空き家に住所を移した後に、多度津町役場住民環境課で取得
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の改修に関する承諾書（別紙1） ※利用者が申請する場合のみ添付	空き家を購入した場合は提出不要
<input type="checkbox"/> 申請者の開業届出書の写し及び所得税の青色申告承認申請書の写し ※個人事業主として申請する場合	税務署で取得
<input type="checkbox"/> 申請者の登記簿謄本 ※法人事業主として申請する場合	法務局で取得
<input type="checkbox"/> 申請者の町税に滞納が無いことを証明する書類 ※利用者が申請する場合は、実績報告時に提出（当該空き家に住所を移した後に取得したもの）	多度津町役場税務課で取得
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の所有者が確認できる書類	・ 登記簿 等
<input type="checkbox"/> 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し ※利用者が申請する場合に添付	
<input type="checkbox"/> 補助対象事業費の内訳が確認できる書類の写し	・ 町内施工業者からの見積書等
<input type="checkbox"/> 補助対象事業の内容の詳細が分かる書類の写し	・ 町内施工業者からの見積書等
<input type="checkbox"/> 補助対象事業予定箇所の現況写真	・ 図面
<input type="checkbox"/> 耐震改修又は簡易耐震改修により、耐震性が確保されていることが確認できる書類	・ 建築基準法の適合状況調査結果報告書 ・ 耐震診断報告書 ・ 補強計画計算書 ・ 設計図書 ・ 耐震改修工事等結果報告書 ・ 工事写真 ・ 工事請負契約書 ・ 工事代金の領収書
<input type="checkbox"/> 多度津町空き家改修支援事業補助金誓約書（別紙2）	
<input type="checkbox"/> 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類	

## ■ 補助金の交付決定

町は内容を審査の上、交付決定通知書により申請者に通知します。

## ■ 実績報告

補助対象事業の完了後速やかに下記書類を提出してください。

□ 空き家改修支援事業補助金実績報告書（様式第5号）	
□ 補助対象事業費の請求書の写し（内訳含む）	
□ 補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し	
□ 補助対象事業を実施した箇所の位置が分かる書類の写し	
□ 補助対象事業実施個所の施工中及び施工後の写真	
□ 申請者の住民票の写し ※申請者が利用者の場合	補助対象空き家に住所を移した後に、多度津町役場住民環境課で取得
□ 申請者の町税に滞納がないことを証明する書類 ※申請者が利用者の場合	多度津町役場税務課で取得
□ 補助対象空き家の耐震性が確保されていることが分かる書類 ※耐震補助金を活用せず、改修と併せて耐震改修又は簡易耐震改修を実施した場合 <u>（パターン3の②）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事結果報告書</li> <li>※必要に応じ、以下の書類の提出を求めるときがあります。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事写真（工事工程が分かるもの）</li> <li>・工事請負契約書</li> <li>・工事代金の領収書</li> </ul> </li> </ul>
□ その他、町長が必要と認める書類	

## ■ 補助金の請求

町は報告された書類を審査し、補助金の額を確定し通知します。申請者は、多度津町空き家改修支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出してください。

# 手続き全体の流れ（申請～交付）

○ 補助金の申請から交付までの流れは以下のとおりです。

■ : 申請者

■ : 町

申請

受付・交付決定

工事着手  
実績報告

交付確定

請求

交付

申請者は、多度津町空き家改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、申請します。

必要書類はP4～9を参照ください。

※交付決定前に改修工事に着手した場合は対象外になります。

町は受け付けた申請に対し交付決定となった場合は交付決定通知書を、不交付となった場合は不交付となった旨の通知文を送付します。

申請者は、交付決定を受けてから工事に着手できます。

※交付決定後に、工事内容を変更、工事を取りやめることになった場合は、別途手続きが必要です。お問い合わせください。

工事が完了したら速やかに町へ多度津町空き家改修支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添付のうえ、実績報告を行います。

必要書類はP10を参照ください。

町は実績報告を審査（現地確認含む）し、交付確定を通知します。

申請者は、交付確定を受け、請求書を提出します。

町は、指定された口座へ補助金を支払います。